

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事の平成31・32年度一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者)については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく平成31・32年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価(共通)点数)が、1,200点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者については、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること)。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成16年度以降に元請けとして、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)及び(イ)の工事は同一トンネルであること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。))。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体(以下「共同企業体」という)にあっては、いずれかの構成員が、平成16年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
- (ア) トンネル内空断面積(覆工後の内空断面積(代表値))60㎡以上のNATM(覆工コンクリートの施工含む)による工事。

(イ) トンネル施工延長300m以上(片押し連続施工)のNATM(覆工コンクリートの施工含む)による工事。

- (6) 技術提案(以下「技術提案書」という)が発注者の設定している標準案と同等以上であること。ただし、新技術導入促進(Ⅱ)型に関する技術提案(技術提案書(新技術現場実証))は除く。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において申請できる技術者は1名とする。(入札公告1工事概要に記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は1名のみとし、2名以上申請した場合は、欠格とする。)

- ① 監理技術者を配置する場合は1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 主任技術者を配置する場合は、下記に示す資格を有する者であること。
- ・「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号(平成17年12月16日)参照)
 - ・登録緑幹技能者講習を修了した者のうち、国土交通大臣が認めるもの。(国土交通省告示第435号(平成30年3月15日)参照)
- ③ 上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。(ただし、配置する技術者が平成16年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。)なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (8) 競争参加資格確認申請書及び技術資料(競争参加資格確認資料)(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 上記1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照。)

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み 本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 提出された申請書等により、下記1)に示す一次審査を実施し、一次選抜者以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記2(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、一次選抜者に追加する。

- ② 一次選抜者及び上記3(1)①により追加された者によって提出された技術提案書により、下記2)に示す二次審査を実施する。

- ③ 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

- ④ 下記2)(イ)の技術提案により最大60点の加算点を与える。

- ⑤ 下記2)(ア)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

- ⑥ 標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

- 1) 一次審査における評価項目と審査項目 一次審査の評価及び審査項目は、以下の項目(ア)から(イ)のとおりである。

(ア) 技術者の能力に関する事項

(イ) 企業の能力に関する事項

※最大30点の審査評価点とする。

- 2) 二次審査における施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目 二次審査の評価及び審査項目は、以下の項目(ア)から(イ)のとおりであり、技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、一次選抜者及び上記3(1)①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

(ア) 施工体制(品質確保の実効性・施工体制確保の確実性)

(イ) 性能等の評価に関する事項

(i) 工事目的物の性能・機能(耐久性)の技術提案に関する事項
・「トンネル支保工の品質向上対策」について

(ii) 工事目的物の性能・機能(耐久性)の技術提案に関する事項
・「覆工コンクリート打継部のひび割れ抑制対策」について

(iii) 工事目的物の性能・機能(耐久性)の技術提案(新技術導入促進(Ⅱ)型に関する技術提案)に関する事項
・「ICT等を活用したトンネル掘削時における安全監視の効率化手法」について

※(ア)の項目で最大30点、(イ)の項目で最大60点の加算点とする。